

その他について

主な検討事項

1. 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについてどのような生活を目指すのか。
2. 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。
3. 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援についてどのように考えるか。
4. 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について整理する。
5. 障害児入所施設と社会的養護施策との役割についてどのように考えるか。
6. その他

主な検討事項- 6

6. その他

① 障害児入所施設の名称の変更

- 福祉型障害児入所施設の名称について改めてどう考えるか。

(検討の視点の例)

- ・ こどもが親しみを持ち、保護者が安心してこどもを共に育てる関係を構築することを考え、福祉型障害児入所施設についてどのような名称が考えられるか。

② 障害児入所施設の事業の透明化について

- 障害児入所施設の質の確保・向上を図る観点から自己評価の導入等、事業の透明化を図るための方策についてどのように考えるか。

(検討の視点の例)

- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービス等に関しては、自己評価が義務付けられているが、障害児入所施設は、措置児童については、家族評価が難しいことを踏まえつつ、自己評価の導入及びその推進のためにどのような方策が考えられるか。
- ・ 児童発達支援センターの中核機能のように第三者の目を入れることや共同生活援助事業所や障害者支援施設が行っている地域連携推進会議等を参考に客観的な視点による評価を得ることを推進するためにどのような方策が考えられるか。

③ 措置と契約の対象者の再整理について

- 措置と契約の対象者について児童と家族の現状を踏まえ改めてどう考えるか。

(検討の視点の例)

- ・ 措置の対象となる児童と家庭の状況についてどのように考えるか。
- ・ 契約の対象となる児童と家庭の状況についてどのように考えるか。

主な検討事項- 6

6. その他

④ 障害児入所施設における一時保護の際の教育機関との連携等について

- 一時保護委託期間中の日中の過ごし方についてどう考えるか。

(検討の視点の例)

- ・ 児童相談所と連携しこどもの権利を保障し一時保護委託期間中の障害児入所施設での日中支援を充実させることについてどのようなことが必要と考えるか。
- ・ 児童相談所と連携し一時保護委託期間中の障害児入所施設での教育を受ける権利を保障するためにどのような方策が考えられるか。

⑤ 災害時の対応について

- 大規模災害時における入所施設の地域での役割についてどう考えるか。

(検討の視点の例)

- ・ 大規模災害時に地域の障害児や家族等を受け入れるためには、どのような方策が考えられるか。
- ・ 大規模災害時に入所施設が被災した場合に、入所施設間で連携し、他の施設でこどもを受け入れるためには、どのような方策が考えられるか。

主な検討事項- 6

6. その他

⑥ 施設での虐待防止について

- 職員による虐待の防止についてどのように考えるか。

（検討の視点の例）

- ・ 意図しない虐待行為が生じないように、研修等による適切な支援や、複数の関係者が児童を見守り、十分なコミュニケーションをとれる環境を整えるには、どのような方策が考えられるか。
- ・ 職員の心身のストレスや感情的な言動を防ぎ、こどもの安全を保障するために、職員が自分の置かれている状況に気づき、施設内での虐待を防止するために職員間での相談や必要に応じて個別対応の職員を配置する等が考えられるが、他にどのような方策が考えられるか。

⑦ 人材確保について

- 人材の確保についてどのように考えるか。

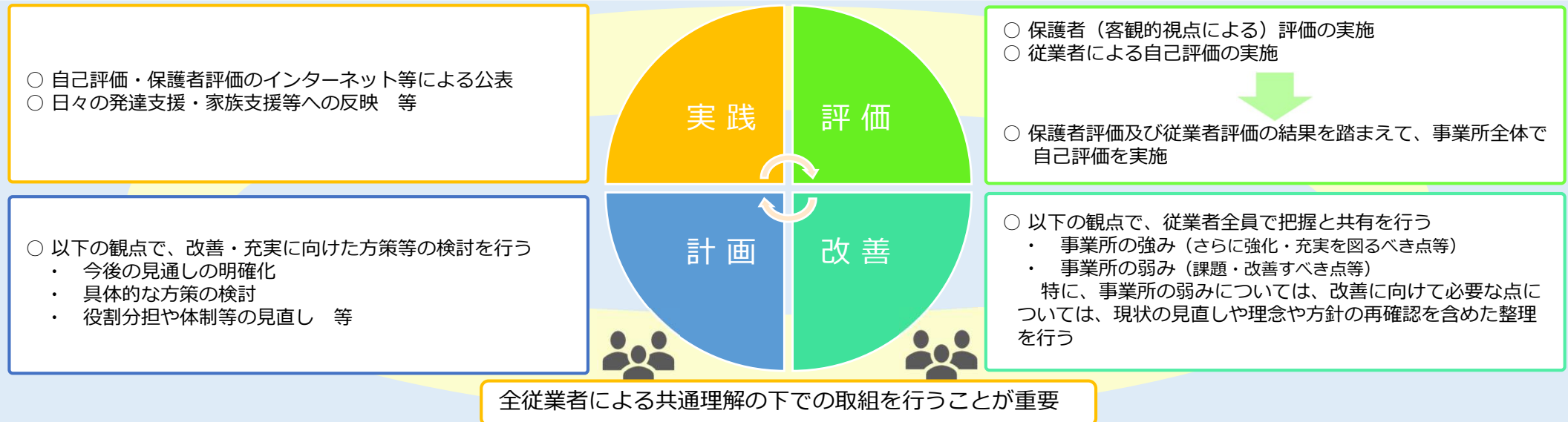
（検討の視点の例）

- ・ 人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、人材の確保についてどのような方策が考えられるか。
- ・ 人材の確保難に対応するために、業務効率化等、他に代替できる方策は考えられるか。

【参考資料】

「児童発達支援、放課後等デイサービスにおける自己評価・保護者評価」
「地域連携推進会議」について

自己評価・保護者評価の基本的な考え方・進め方について



保護者等による評価の実施

- ステップ ①**
- 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行い、保護者等からの回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用すべきデータであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。

従業員による評価の実施

- 事業者の従業員が「事業者向け自己評価表」を活用して従業員評価を行う。その際には、「はい」「いいえ」などに評価をチェックするだけでなく、各項目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。従業員評価については、全従業員から提出を求めることが望ましい。

事業所全体による自己評価（課題等の把握・分析含む）

- ステップ ②**
- 保護者評価及び従業員評価の結果を踏まえて、事業所全体で自己評価を実施。
 - 各項目ごとに自己評価を行うとともに、特に課題や改善が必要であると思われる項目については、従業員全員で把握と共有（認識のすり合わせ）を行う。
 - 全ての項目の自己評価結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。
 - 保護者アンケートは、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者アンケートの結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見てニーズに応じたものになっているのかという視点も重要である。

改善・充実に向けた検討

- ステップ ③**
- 事業所全体の自己評価及び課題等の分析の結果を踏まえて、今後の具体的な見通しや改善・充実に向けた具体的取組を検討する等、保護者評価・自己評価の結果を、日々の発達支援・家族支援等へ反映するため、改善・充実に向けた具体的取組等について検討・整理を行う。

自己評価結果等の公表

- ステップ ④**
- 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、保護者評価・自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下で、事業所の強みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実に向けた取組を進めていながら、質の向上を図っていく点が重視すべき点である。その観点も踏まえて、公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。

支援の改善に向けた取組等

- ステップ ⑤**
- 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の発達支援・家族支援等への反映を行っていく。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

＜＜地域との連携等【新設】＞＞

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

